職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応マニュアル

○迅速に対策を講じて、庁舎内のまん延防止と県庁機能の維持を図るとともに、保健所による感染源の迅速な特定に寄与

○東部地区での新型コロナ警報「注意報」発令を受けて、改めて全職員に徹底

＜対応マニュアルのポイント＞

- ✓ 職員が感染した場合に備え、**予め「感染疑いエリア」を設定**、**日頃から会った人と場所を記録**
- ✓ 職員に風邪症状等が発現した際には、**所属長は躊躇なく特別休暇等を指示**
- ✓ 職員は、感染が疑われる段階で、**発症１４日前からの行動歴の作成準備**
- ✓ 業務が停滞しないよう、**全庁で応援態勢を構築**

感染警戒地域での行動歴等は適宜、所属長と情報共有

【フローチャート】

事前の備え
- 「感染疑いエリア」の設定
- 日頃から会った人と場所を記録

→

感染確認前
- 風邪症状等が発現した職員は出勤しない
- 積極的に相談センターに相談

→

職員感染確認

庁舎内消毒班の編制

即時
- 罹患職員は発症１４日前からの行動歴を提出
- 行動歴に基づく濃厚接触が疑われる職員と感染疑いエリアの職員は直ちに退庁
- 執務室を一時閉鎖し、職員による消毒

→

１～２日後
- 濃厚接触者以外の職員は職場復帰
- 全庁の応援態勢により業務再開

→

１４日程度後
- 濃厚接触者と認定された職員は14日間の自宅待機後、順次職場復帰